

意見書

この定例会では、意見書案2件を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。



(市議会議事堂)

地方財政堅持に関する意見書

平成18年度までの改革の期間中に、地方交付税は、改革の名の下に大幅に削減され、地方自治体は極めて厳しい財政運営を余儀なくされてきた。

いま、地方財政は、これまでにない危機的な事態に直面している。

現在、国が検討を行っている歳出削減の議論では、地方歳出及び地方交付税の総額を一方的に削減しようとするなど、極めて問題である。

「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現」の名の下に、国の財政のために地方に大幅な歳出削減を押し付けようとするものであり、到底看過できないものである。

最終支出である社会保障費などの具体的な削減方策や規模を示すことなく、地方交付税制度の本質論を無視した削減ありきの地方交付税の見直しには、断固として反対をするものである。

平成19年度は、三位一体改革後の第二期改革の初年度となる大事なときである。政府は、地方自治体が責任を持って自立した行財政運営ができるよう、眞の地方自治確立のため、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 地方交付税は、地域社会の存立基盤を維持し、国が定めた一定水準の行政サービスを国民が全国どこでも享受できるようにするために、資源の再配分を行う地方自治の共有財源である。

中間支出である地方交付税の削減の数値目標を設定することは本末転倒であり、削減ありきの交付税見直しには断固反対する。

2. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものではないことを明確にし、財源保障、財源調整の両機能は引き続き確保すること。

また、景気対策や政策減税、合併特例法による財政対策等、国が後年度財源措置すると約束した交付税措置は確実に履行すべきであり、地方交付税を減じることがあってはならない。

提出先
○内閣総理大臣 ○総務大臣 ○財務大臣

再生紙を使用しています。

地方債の運用改善に関する意見書

現在、地方自治体は低金利時代にもかかわらず、高金利な地方債を多く抱えている。

地方債の運用を抜本的に改善し、地方自治体の公債費負担の軽減を図るため、下記事項の実現を強く要請する。

記

1. 繰上償還の弾力的措置を講ずること、地方自治体の公債費負担の軽減を図ること。
2. 政府資金の低利借換債の発行を認めること。
3. 公庫資金の借換条件の緩和を図ること。

提出先

○内閣総理大臣 ○総務大臣 ○財務大臣

お知らせ

議員の署中見舞状・寄付などは法律で禁止されています。

公職選挙法により、議員は次のことが禁止されています。

- ◎署中見舞状などのあいさつ状を出すこと。
- ◎寄付をすること。
- ◎本人が出席しない慶弔に祝儀や香典を出すこと。

◆次回定例会の開催予定は 9月1日(金)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部（要旨）を掲載しています。

詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。平成18年第2回定例会の会議録は、9月上旬からご覧になれます。

なお、会議録は桐生市ホームページでもご覧いただけます。